

「平成23年10月12日開催、国府小学校プール整備に関する  
説明会（第2回）」時の質疑と意見に対する回答

## 1. 質疑応答（会場にて口頭で回答済分）

（質問1）

現在までの歴史等の地域の声を聞いた中でプールの計画を立てたのか。

（回答1）

生沢プールがなくなり、子ども達の泳ぐ場所がなくなった、水泳の授業が難しくなり、早くプールを子ども達に提供したく始まった事業です。土地の大切さについては、職員も十分に意識してどこにするか考えをもってやってきた。

（質問2-1）

運動場が狭くなることは教育上、支障が無いということだが、どのように運動場面積を認識しているのか。またプールが欲しいという切実な声は学童からあがったと聞いたが、学童は教育委員会の管轄ということであり、教育委員会が進めてきた生沢プールの代替と学童が学校敷地内に欲しいとのことで実現したのではないか。

（回答2-1）

小学校設置基準に基づきまして大磯小学校、国府小学校も満たしていない状態です。公立学校の施設実態調査を見ますと全国平均で24.6㎡になっております。大磯町は児童数で割りますと6㎡になると認識の中でやっております。

学校プールの必要性を認識した中で進めさせていただいております。学童につきましては、現状では教育委員会ですけれど、検討会を立ち上げた当時は、機構改革前でしたので福祉部局になります。

(質問 2 - 2)

運動会の開催時、運動場が狭くなることにより保護者観覧席も狭くなりお年寄りたちのことも考えているのか。

(回答 2 - 2)

面積が小さくなることによりまして観覧スペースは少なくなるものと思っております。応援の方にはご迷惑を掛けると思います。運動会につきましては、学校とも相談しながら、グラウンドをどのように有効に使うか検討して実施していくこととなります。

(質問 3)

今までの各検討委員会で一人当たりのグラウンド面積を全国、県平均と比べ狭くなることについて議論がなされたか。

(回答 3)

一人当たりの面積が何㎡かという話しはしませんでした。全体の面積がこれだけありプールを造るとこのくらい減るとい議論はしました。グラウンドをなるべく残すために幅を狭くする努力はしました。しかし、全国平均とか県の平均とかはお話ししませんでした。大磯町は子どもの数の多い大規模校となっており一人あたりのグラウンド面積は、大磯小学校も同様に狭くなっているということは教育委員会として認識しておりました。

(質問 4 - 1)

運動会が開催されたが、そのとき町長、教育長、学校長がどのように感じたかお聞かせ願いたい。

(教育長)

運動会終了後、ラインを引きました。低学年の 50m 走はできると思えました。狭くなることは確かですけれども、工夫しながら運動会は出来るのではないかと思えました。

(校長)

正方形に近い形で今までの横に長い形とは違って狭いとは感じました。本日の次第に図は書いてありますが、トラック 140m をとってあります。今年やった運動会と同じように行くと狭くなります。同じようにやるのではなく考え、工夫しながらやるしかないとかお答えできません。狭くなるということは実感できました。

(質問 4 - 2)

今ある鉄棒、砂場をどのような位置へ移動するか考えを聞きたい。

(回答 4 - 2)

鉄棒、砂場の移動は、前回でもお話しましたが、検討し支障が無いところへ移動していくことと考えています。場所については決定しておりません。

(質問 5 - 1)

プールを年間使う日数及び授業数、一学年につきどれくらいの回数かを伺います。

(回答 5 - 1)

水泳の授業は学習指導要領上、何時間ということは決まっていません。通常の小学校の場合 6 時間から 10 時間ぐらいだと思います。8 時間だとしますと 2 時間続きで 4 回ということになります。1 時間というのは小学校では、45 分となります。1 回あたり 90 分となります。

(質問 5 - 2)

プールを造るのであれば、年間プールを使う回数を増やし、プールがあることを売りにするくらいにしてもよい気がします。プールがないにしても子供たちの思い出作りも出来るのではないかと思います。グラウンドが狭くなってしましますがカリキュラムに支障がないのでしょうか。出来なくなってしまう競技とかはないのでしょうか。

(回答 5 - 2)

グラウンドが狭くなることよってのカリキュラム上での支障は小学校においての運動では支障がないと思います。

## 2. 「プール設置に対する意見」中の質問に対する回答

### (質問1)

説明責任がなされていない。自治基本条例第4条、第8条、第9条、第24条、第25条を説明後、自治基本条例がありながら前回は初めての説明会。かなり進んだ段階で説明をするというのは、まず、この大磯町の自治基本条例の精神において疑問を感じる。パブコメがなされていない。また自治基本条例がなくても学校教育法43条で地域住民、その他の関係者の理解を深めることのために積極的に情報を提供しなさいとうたわれております。学校教育法に対しても大磯町自治基本条例に対しても説明責任がなれされていない。これについてどう考えているか。学校教育法といえば、学校を監督する教育長、教育委員会、学校長含め責任重大だと思います

### (回答1)

自治基本条例は、まちづくりの基本的な考え方や、町民と町が互いに協力していくために必要なルールなど、本町の自治のあり方を定める条例です。今後のまちづくりにおける規範となるもので、平成23年6月議会で可決成立し、9月1日から施行されました。

この条例では、特に重要な自治の基本原則を「参画と協働によるまちづくり」としており、参画と協働の前提となる「情報の共有」や「説明責任」などを規定しております。制定されたばかりの条例であるため、条例の趣旨に基づくまちづくりを進めるためには、運用面での充実が必要となってまいりますので、情報の提供や意見等に対する手続きなど、必要な制度や細かなルールにつきましては、今後検討を行い確立するものです。

今回のプールの設置場所の決定においては、行政として情報の提供と共有は重要と考え、町民の皆様の声として社会教育委員会議の答申を受け、PTA運営委員会にも2回説明しご意見をいただき、町議会へ説明してまいりました。

また学校教育法第43条は、地域社会との連携を図り地域と保護者とともに子どもを育てていくという趣旨であると認識しております。今後も教育活動や学校運営の状況について情報を提供してまいります。

(質問2)

グラウンドが狭くなることに対して、災害時の避難場所としての体育館、グラウンドを含めた学校施設の重要性というのがあります。校舎や体育館は住民が長期間避難する場所、グラウンドは物資の輸送や炊き出し等にかかり使うこと、それを考えると今の面積のさらに3分の2にしてしまうのはいかに愚問、災害時に体育館や隣接したグラウンドがいかに重要か考えていただきたい。

(回答2)

災害時の指定避難所は、体育館・校舎を開放し地域のライフラインの復旧及び被災者の一定の生活ができるまで、町民の皆様にご利用していただきます。またグラウンドでは、炊出し、物資受入、仮設トイレの設置などを行います。その広さは確保できると考えております。さらに今回の工事において災害時のマンホールトイレを同時に設置予定です。

なお、国府小学校グラウンドの現状の面積は、6,700㎡ではなく5,700㎡です。プール設置後は、4,500㎡となり設置前と比較すると3分の2の大きさになるのではなく約5分の4(21%狭くなります。)の大きさになります。

(質問3)

子どもたちの健全な育成に必要なグラウンド面積に関してですが、学校教育法第3条に基づいて、小学校設置基準第8条にうたっております。前回の説明会では必要な面積7,200㎡に対して現状6,700㎡、プール設置後は4,500㎡とかなり小さいものになっております。説明された理事は今は満たしていないとか、大磯小学校並みにと悪い方の基準に基づいていますけどもあまりに無責任だと思えます。

(回答3)

グラウンドは小学校設置基準に足りておりませんが、第8条の但書きによりプールを新たに設置できることは可能であると判断しております。

またグラウンドが狭くなることによる体育授業への影響ですが、現状の体育授業の種目や指導形態等を考慮すると影響はないと考えております。運動会については、保護者の皆様の観覧スペースが少なくなります。少しでもご迷惑がかからないよう配置等検討してまいりたいと考えております。

学校水泳の授業に支障をきたしていることや国府地区の子どもたちが夏に水に親しむ場を作るためにはプールが必要と考えております。学習指導要領に基づく授業を行うため必要な施設と考えております。またプールが設置された後には、体力増強の場、交流の場として活用していただきたいと考えております。

なお、国府小学校グラウンドの現状の面積は、6,700㎡ではなく5,700㎡です。プール設置後は、4,500㎡となり設置前と比較すると約5分の4(21%狭くなります。)の大きさになります。

(質問4-1)

これは説明会ではなくて報告会だと思います。新しい検討会を始めてはどうか。今度は区長さん、教育委員さん1人、議会代表者を1人、町内の方を3人、町の職員3人という形で委員会を作って計画してもらいたい。

(質問4-2)

地域の住民を含めた検討会を作って、始めから検討し直してもらいたい。

(質問4-3)

これだけの声が上がっているのだから心から誠実に、私利私欲で申しているのではありません。将来の子どもたちのために言っているのです。もう一回、再度検討していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(回答4)

国府小学校グラウンド東側に決定した経過は、説明会において説明させていただいております。検討会での設置場所の検討、社会教育委員会議や教育委員会での議論を経て設置場所を決定し、PTA 運営委員会、議会にも説明し理解を得てきたと考えており、9月の請願の結果が重要な民意であると認識しております。

プール設置場所において市街化調整区域については、平成19年度の都市計画法の改正(平成20年4月施行)により都市計画法第29条における開発行為の除外建築物から学校が外れたことにより条件はさらに厳しくなりました。市街化調整区域に建築するためには、都道府県知事が開発審査会の議を経ることで、開発許可が認められる除外規定がありますが、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれもなく、かつ市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認める開発行為に限られ現実的には不可能です。また新たに約2000㎡の土地を購入するために8千万円から1億円程度の土地購入費がプール建設費の他に掛かり財政的にも困難であります。

市街化区域においては、土地が見つかったとしても2億円程度の土地購入費がプール建設費の他に掛かり財政的にも困難であります。

小公園への建設についても説明会で説明しておりますが、25mプールの設置ができないことや、1学年の生徒と一緒に授業を受ける場合の待機スペース、管理棟の配置ができないことから困難であります。また規模を小さくして設置した場合でも校舎に接近しすぎるため、子どもたちの安全を守る立場として避難計画上非常に問題があると考えております。声の反響で教室で行われる授業に支障がでるため設置はできないと考えております。以上のことからグラウンド東側以外の場所に設置するという選択肢はないと考えております。

また社会教育委員会議では、国府小学校内にプールを整備することが優先であると答申を受けており、その中で子どもたちのために早期のプール整備の要望が出されております。学校水泳の授業に支障をきたしていることや国府地区の子どもたちが夏に水に親しむ場がないためプール建設は早急に行う必要があると考えております。

このような状況から新たな検討会による見直しは考えておりません。

(質問5)

小公園の中で作っていただきたい。行事用あるいは町民に開放するプールであれば学校敷地外で考えて作っていただければと思います。学校教育では子どもが使う広さだけのプールを作っていただければと思います。小公園では狭いと思いますが、あの中でできる範囲の規模のプールを作っていただきたい。地域開放を考えず学校の生徒達だけが使用するプールでよいのではないかと。

(回答5)

小公園への建設については、25mプールの設置ができないことや、1学年の生徒と一緒に授業を受ける場合の待機スペース、管理棟の配置ができないことから困難があります。また規模を小さくして設置した場合でも校舎に接近しすぎるため、子どもたちの安全を守る立場として避難計画上非常に問題があると考えております。声の反響で教室で行われる授業に支障がでるため設置はできないと考えております。

(質問6)

グラウンド東側にプールができると、グラウンドの面にプールの水面がきてプールの面がグラウンドからさらに高くなってしまいます。そうすると目線からも遮られますし、防犯上死角もできるし、危険があるんじゃないのかなあと考えています。

(回答6)

プールと道路は、現在と同様フェンスにより区切られることになっており、グラウンド側から道路にでることは現実的には不可能です。夜間道路が暗いようであれば状況に応じて防犯灯等の新設により道路を明るくすることで対応いたします。

(質問7)

運動会があった際に、町長が最初に子どもたちはこの町の宝ですと最初に言われた。その宝である子どもたちの運動するスペースを奪わないでください。もちろんプールは大事です。反対されている方もプールは欲しいと思っています。でもプールで泳げる期間はものすごく限られているし、教育委員会では子どものためと言っているが本当に子どものことを考えているんですか。

(回答7)

学校水泳の授業に支障をきたしていることや国府地区の子どもたちが夏に水に親しむ場を作るためにはプールが必要と考えております。また学習指導要領に基づく授業を行うため必要な施設と考えており、グラウンドを狭くしてしまいましたが、プールを設置することといたしました。グラウンドにおいて運動するスペースは今までより5分の1程度狭くなりますが、プールが設置されて後には、子どもたちの体力増強の場、交流の場として活用できると考えております。

(質問8)

国府小学校の児童の運動能力が高いとは思えません。さらに校庭を狭くして、学校で体力向上に関して何かプランをしているかと聞いても全く見えてきませんし、それで体力向上を図っているのかというのもちょっと疑問がたたないんですけれども、校庭を狭くしてそれで体力向上というのも疑問に思います。

(回答8)

国府小学校5年生で実施した全国体力・運動能力等の調査ではよい結果ではありませんでした。子どもの体力の低下の原因は、保護者をはじめとする国民意識の中で、外遊びやスポーツの重要性を学力の状況と比べ軽視する傾向が進んだことにあると考えられます。また、生活の利便化や生活様式の変化により日常生活における身体を動かす機会の減少を招いています。体力・運動能力の低下の原因は一つではなく、学校その他、放課後、休日の過ごし方などさまざまなことがら関係していると考えられます。学校でも、校庭、体育館を含めた中で休み時間の確保や体育の授業での運動時間を確保する等積極的に体を動かす機会を作っていくことなど、総合的に子どもの体力向上に向けた取り組みを行ってまいります。またプールが設置されて後には、体力増強の場、交流の場として活用していただきたいと考えております。

(質問9)

グラウンドが広くてプールの敷地も十分あるということでしたら作っても何ら問題はないと思うんですけれども、それでなくても狭いと言っている中で低学年用のプールをあえて作ることにどれほどの意義があるのかなということはずっと思っている。どうしても校庭のこの位置にしか作りようがないという話があればもう一回このプールの大きさについては検討していただいて、もうちょっと小さなものを、必要最低限のものに小さくすることが可能だと思いますので、その点は考えていただけたらなと思います。

(回答9)

1・2年生については、水に親しむ、また泳ぎに不慣れな子どもに対応するため浅い低学年用プールの設置が効果的な指導や維持管理経費の削減が期待できると考えております。なおグラウンド東側に設置する場合、低学年用プールを廃止し南北の大きさを小さくすることにより確保できた土地は、活用しにくいものになると考えております。

(質問 10)

生沢のところのプール、距離の問題とか高圧線の問題とか。それから運動公園。運動公園はちょっと遠いです、生沢のところは高圧線があります、ただそれだけのことでこの候補地を無効にしたんですか。

(回答 10)

生沢プールは、元々が池で地盤が悪く、老朽化が重なり修繕費用も多額となり、高圧線の直下ということもあり廃止となりました。またプール設置場所において市街化調整区域については、平成19年度の都市計画法の改正(平成20年4月施行)により都市計画法第29条における開発行為の除外建築物から学校が外れたことにより条件はさらに厳しくなりました。市街化調整区域に建築するためには、都道府県知事が開発審査会の議を経ることで、開発許可が認められる除外規定がありますが、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認める開発行為に限られ現実的には不可能と言えます。

運動公園へのプール設置では、公園南側駐車場付近と多目的グラウンド内を検討しております。公園南側駐車場付近に設置する場合は、既存の駐車場の移設を前提とするため、調整池や周辺の造成工事が必要となってくる。また多目的グラウンド内に設置した場合は、運動公園上部まで水をあげるポンプ設備やフェンス等の設置が必要となります。整備費用が高額になるとともに、社会体育プールとして屋内型にすると建設費だけで6億円程度かかり財政的にも困難であると言えます。

(質問 11)

プールの計画を見直したら子どもたちがプールを使えない期間が長くなりますよという説明、あなた方が反対するから長くなる、延びちゃうんですよというのが前回の話だったんですが、それは本末転倒。本来ならばこの計画を見直している間に学校長、教育長、教育委員会が考えるべきものだと思います。計画を見直すということは将来何十年もグラウンドを占有してしまうわけですから、そこに時間を費やすために人質にしないで他の案を出す、代替案を出すという知恵を絞って欲しいですね。学校長、教育長、教育委員会に是非そういうことも考えて。私達は計画を見直してくださいとお願いしているんです。プール設置は是非進めて、本当だったら生沢プールを壊すと決める前から、ちゃんとやっていけばですね、もっとオープンな討論をしていけばこんなことにはならないんですよ。

(回答 11)

国府小学校グラウンド東側に決定した経過は、説明会において説明させていただいております。検討会での設置場所の検討、社会教育委員会議や教育委員会での議論を経て設置場所を決定し、PTA 運営委員会、議会にも説明し理解を得てきたと考えており、9月の請願の結果が重要な民意であると認識しております。

プール設置場所において市街化調整区域については、平成19年度の都市計画法の

改正（平成20年4月施行）により都市計画法第29条における開発行為の除外建築物から学校が外れたことにより条件はさらに厳しくなりました。市街化調整区域に建築するためには、都道府県知事が開発審査会の議を経ることで、開発許可が認められる除外規定がありますが、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認める開発行為に限られるため現実的には不可能です。また新たに約2000㎡の土地を購入するために約8千万円から1億円程度の土地購入費がプールの建設費の他に掛かり財政的にも困難であります。さらに市街化区域においては、土地が見つかったとしても約2億円程度の土地購入費がプールの建設費の他に掛かり財政的にも困難であります。

小公園への建設についても説明会で説明しておりますが、25mプールの設置ができないことや、1学年の児童と一緒に授業を受ける場合の待機スペース、管理棟の配置ができないことから困難であります。また規模を小さくして設置した場合でも校舎に接近しすぎるため、子どもたちの安全を守る立場として避難計画上非常に問題があると考えております。さらに声の反響で授業に支障がでます。

以上のことからグラウンド東側以外の場所に早急に設置するという選択肢はないと考えております。

また社会教育委員会では、国府小学校内にプールを整備することが優先であると答申を受けており、その中で子どものために早期のプール整備の要望が出されております。学校水泳の授業に支障をきたしていることや国府地区の子どもたちが夏に水に親しむ場がないためプール建設は早急に行う必要があると考えております。

#### （質問12）

照ヶ崎プールを使うのに例えば定期路線で使うようなバスを借り切って、それを一学年が迎えにいったら照ヶ崎プールを練習している間に次の学年を迎えにいったら、それを年に5回ぐらいやったら大した金額にはならないと思うが。

#### （回答12）

平成22・23年度とバスを借り上げ、照ヶ崎プールまで1学年ずつ数回往復して移動し、実施しました。学校を出発して帰ってくるまで2時間以上かかりましたが、実質プールに入っている時間は20分間でした。以上のように水泳授業が効率的に行われていないことから、早急なプール整備が必要です。